

死亡届を出された後の市役所での主な手続きのご案内

門真市役所 代表電話 06-6902-1231

健康保険関係

国民健康保険に加入している場合

被保険者証または資格確認書の返却、保険料の還付・変更、納付相談

【保険料関係】
健康保険課
☎06-6902-5697

【納付相談】
収納課滞納整理第1グループ
☎06-6902-5935

葬祭費(50000円)を被保険者の葬祭を行った喪主に支給
申請時必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
または資格確認書
- ・窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード・免許証など)
- ・葬祭執行を証明する書類(故人と喪主の氏名が記載された葬儀の領収書・会葬礼状など)

※申請は葬祭を行った日の翌日から2年以内

【葬祭費】
【高額療養費】
健康保険課
☎06-6902-5697

高額療養費の手続き
・振込口座のわかるもの(通帳等)

後期高齢者医療保険(75歳以上)に加入している場合

被保険者証または資格確認書の返却、保険料の還付・変更、納付相談

【保険料関係】
健康保険課
☎06-6902-5697

【納付相談】
収納課滞納整理第1グループ
☎06-6902-5935

葬祭費(50000円)を被保険者の葬祭を行った喪主に支給
申請時必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
または資格確認書
- ・窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード・免許証など)
- ・申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの(申請者の氏名が宛名として記載された領収書など)
- ・申請者の口座情報がわかるもの

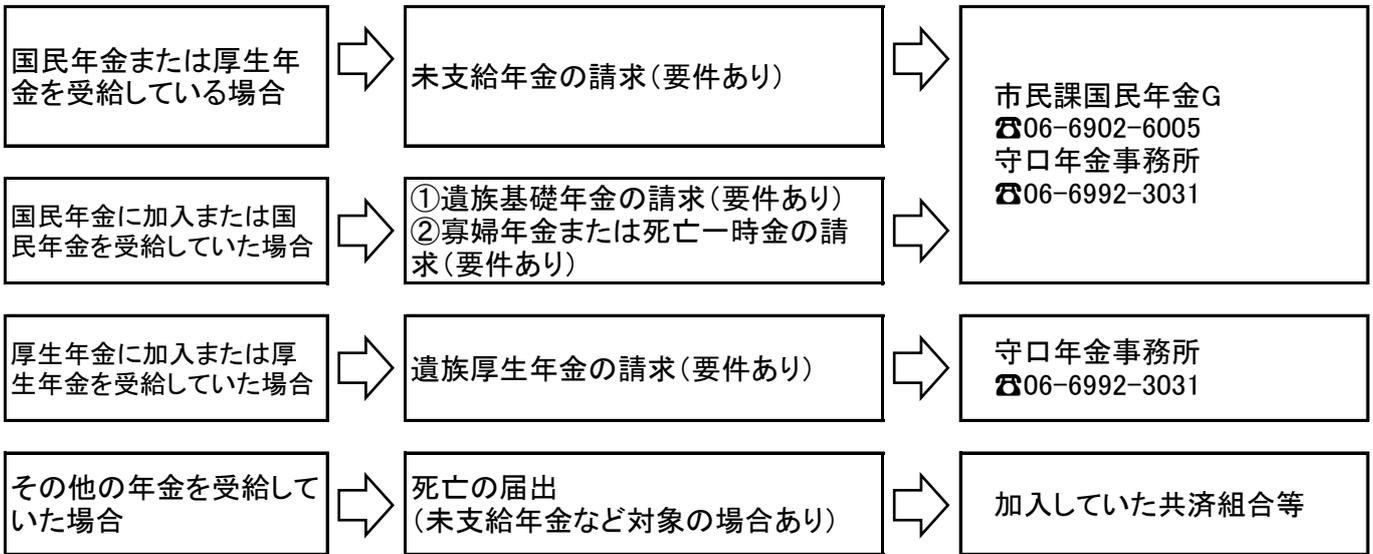
※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者をご自身で記入されない場合は印鑑が必要。

※申請は葬祭を行った日の翌日から2年以内

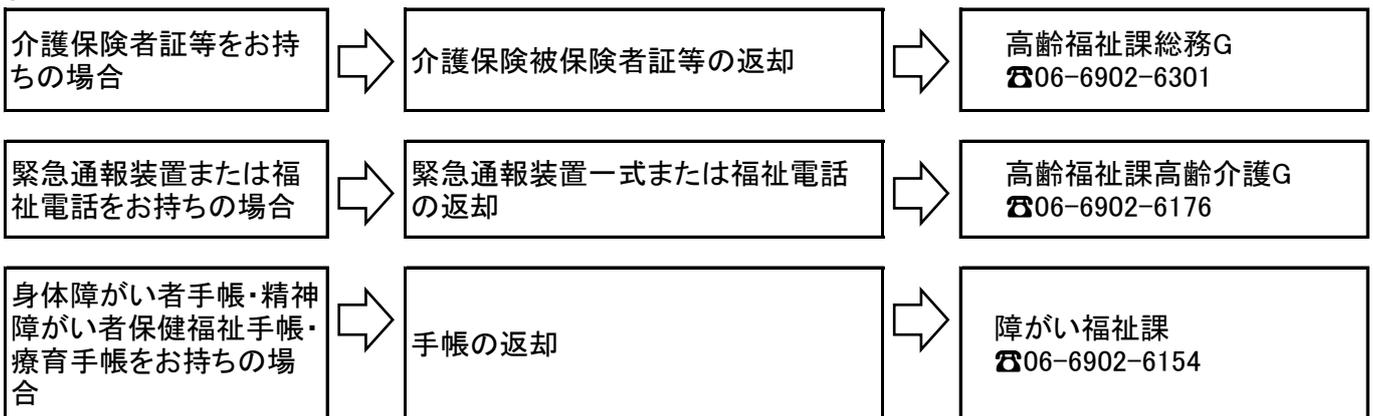
【葬祭費】
【高額療養費】
健康保険課
☎06-6902-5697

高額療養費等振込みを登録している口座の変更
・振込口座のわかるもの(通帳等)

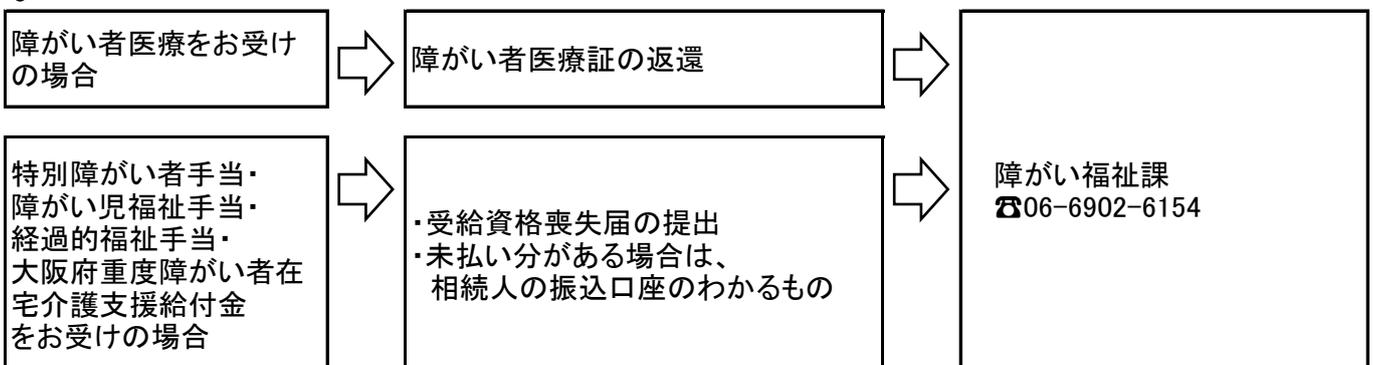
年金関係



介護・福祉関係



医療・手当関係



税 関 係

軽自動車等に関すること	⇒	廃車手続き又は名義変更手続き 【原付(125cc以下、ミニカー)、 小型特殊】	⇒	課税課市民税G (軽自動車税担当) ☎06-6902-5874
	⇒	廃車手続き又は名義変更手続き 【軽二輪、小型二輪】	⇒	近畿運輸局大阪運輸支局 ☎050-5540-2058
	⇒	廃車手続き又は名義変更手続き 【軽三輪、軽四輪】	⇒	軽自動車検査協会高槻支所 ☎050-3816-1841
市・府民税に関すること	⇒	被相続人の納税義務の承継 「相続人代表者指定届出書」の提出	⇒	課税課市民税G (個人市民税担当) ☎06-6902-5898
固定資産税・都市計画税に関すること	⇒	被相続人の納税義務の承継 「相続人代表者指定届出書」の提出	⇒	課税課資産税G (固定資産税担当) ☎06-6902-5918
固定資産の名義に関すること	⇒	亡くなられた方の所有不動産の名義 の変更(相続登記)	⇒	不動産の相続登記は大阪法 務局守口出張所(要予約) ☎06-6991-2817
	⇒	当該死亡日に属する年中に相続登記 がなされない場合は、「固定資産税(・ 都市計画税)にかかる土地及び家屋 の相続人届出書」の提出	⇒	課税課資産税G (固定資産税担当) ☎06-6902-5918
軽自動車税、市府民税、固 定資産税、都市計画税が未 納になっている場合	⇒	相続人に納税義務が継承されます。	⇒	収納課滞納整理第1グループ [°] ☎06-6902-5935
軽自動車税、市府民税、固 定資産税、都市計画税を口 座振替している場合	⇒	口座振替取消しの手続き	⇒	収納課滞納整理第2グループ [°] ☎06-6902-5939

上下水道関係

上下水道を使用していた	⇒	名義変更または閉栓手続き、世帯人 数の変更手続き	⇒	お客さまセンター ☎06-6903-2121
水道料金等の未納料金 がある場合	⇒	未納料金は相続人に支払い義務が 継承されます。	⇒	
水道料金等の支払いを 口座振替している場合	⇒	振替する口座の変更手続き	⇒	預金口座をお持ちの金融機関
下水道事業受益者負担 金の受益者で未納金 がある場合	⇒	受益者を変更する届出(納期未到来 の未納金は新受益者に継承されま す。)	⇒	
水洗便所改造資金貸付 申込人、または連帯保証 人で未償還金がある場 合	⇒	水洗便所改造資金貸付申込人の名 義を変更する手続き	⇒	お客さまセンター ☎06-6903-8149

子ども関係

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・こども医療助成・ひとり親家庭医療助成・未熟児養育医療給付を受給されている場合	<p>〈受給者が死亡した場合〉 受給者等の変更</p> <p>〈対象児童が死亡した場合〉 受給資格の消滅・喪失または減額</p> <p>〈配偶者が死亡した場合〉 児童扶養手当・ひとり親家庭医療助成の案内</p>	こども政策課給付G ☎06-6902-6186
障がい児福祉手当を受給されている場合	受給資格喪失届の提出	障がい福祉課 ☎06-6902-6154
放課後児童クラブに通っている場合	放課後児童クラブ退会願の提出	保育幼稚園課 (令和7年3月31日までは子育て支援課) ☎06-6902-6404
身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの場合	手帳の返還	障がい福祉課 ☎06-6902-6154
保育園や幼稚園に在籍している児童が世帯にいる場合	<p>〈園児が死亡した場合〉 退園の手続きが必要です。</p> <p>〈保護者が死亡した場合〉 保育料などが変わる可能性があるため、必要な手続きを確認してください。</p>	保育幼稚園課 ☎06-6902-6757

市営住宅

市営住宅に入居している場合	<p>異動等届書の提出</p> <p>市営住宅承継承認申請書の提出</p> <p>市営住宅返還届の提出</p>	門真市営住宅管理センター ☎06-6967-8799
---------------	---------------------------------------------------------	-------------------------------

その他

農地もしくは森林を相続した時の届出	農地もしくは森林について、相続等で権利を取得した場合の届出	農業委員会事務局 ☎06-6902-6317
個人番号通知カード・個人番号カード・住民基本台帳カード・印鑑登録証(カード)をお持ちの場合	カードの返還は不要、死亡日をもってカードは失効(廃止)となります。	市民課窓口G ☎06-6902-5983
有効中の旅券(パスポート)をお持ちの場合	旅券(パスポート)の返納	市民課窓口G ☎06-6902-5983
交通災害、その他災害による死亡の場合	弔意見舞金など対象の場合あり	危機管理課 ☎06-6902-5812

この案内は全ての手続きではありません。また、手続き方法などが変わる場合がありますので、詳しくは各担当にお聞きください。なお、市役所の開庁時間は平日の午前9時から午後5時30分までであり、12月29日から1月3日までは休日となっております。

作成：門真市役所 市民課